



# 広島県報

定期  
第25号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

広島県証紙売りさばき人の指定	出納総務室	一
収納代理金融機関の合併	審査指導室	一
広島県知事印の廃止	文書法制室	一
広島県立広島国際協力センターの使用料徴収事務の委託の解除	国際室	二
国土調査の成果の認証(市町村)(四件)	地域づくり推進室	二
貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	商工金融室	三
昭和三十四年広島県告示第四百四十四号(水稲等の奨励品種)の一部を改正する告示	農産振興室	三
河川法の規定による兼用工作物の管理に関する協定の締結(二件)	(県法規登載)	
都市計画事業の認可	(道路河川管理室)	四
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可(二件)	(都市整備室)	四
宅地建物取引業法の規定による監督処分(二件)	(下水道室)	四
港湾法の規定による臨港地区の指定等(二件)	(建築指導室)	五
道路の区域変更(二件)	(港湾管理室)	六
道路の供用開始(三件)	(道路保全面)	六
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見(二件)	( "	七
県営土地改良事業の換地計画の樹立	(地域産業振興室)	七
土地改良事業計画変更の認可(土地改良区)	(土地改良室)	八
土地改良区の役員の変更	(東広島地域事務所)	八
選挙管理委員会告示	(尾三地域事務所)	八
個人演説会等を開催することができる施設の指定		八

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

正誤

平成十八年三月二十三日付け広島県報(定期)第二十二号中広島県告示第三百十四号の訂正

九

## 告示

広島県告示第四百二十四号

広島県証紙条例(昭和三十九年広島県条例第二十八号)第五条第一項の規定によつて、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

名称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
安芸農業協同組合	安芸郡海田町窪町八番八号	安芸郡熊野町三八一五番地の一	広島県収入証紙

広島県告示第四百二十五号

次のとおり広島県収納代理金融機関の合併があつた。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山



合併後の法人	合併前の法人	合併年月日
庄原農業協同組合	庄原農業協同組合 甲奴郡農業協同組合	平成十八年四月一日

広島県告示第四百二十六号

広島県知事印を次のとおり廃止した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

印影		
管守機関	広島地域事務所建設局 大柿維持管理分室	広島地域事務所建設局 吉田維持管理分室
廃止年月日	平成十七年三月二日	平成十七年三月二日
用途	専決事務用	専決事務用

広島県告示第四百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定によって委託した広島県立広島国際協力センターの使用料徴収事務について、次のとおりその委託を解除した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

一 委託を解除した相手方

1 名称

MIDファシリテイマネジメント株式会社

2 住所

大阪府守口市京阪本通二丁目三番六号

二 委託を解除した年月日

平成十八年三月三十一日

広島県告示第四百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称  
三次市

二 調査を行った期間

平成十五年六月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市君田町東入君の一部

五 認証年月日

平成十八年三月二十四日

広島県告示第四百二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称  
三次市

二 調査を行った期間

平成十五年六月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市作木町大山の一部

五 認証年月日

平成十八年三月二十四日

広島県告示第四百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称

東広島市

二 調査を行った期間

平成十五年六月から平成十八年二月まで

三 成果の名称

東広島市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

東広島市西条町大字福本・大沢の一部

五 認証年月日

平成十八年三月二十四日

広島県告示第四百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の

成果を次のとおり認証した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称

神石郡神石高原町

二 調査を行った期間

平成十六年五月から平成十八年二月まで

三 成果の名称

神石郡神石高原町地籍図及び地籍簿

広島県告示第四百三十三号

昭和三十四年広島県告示第四百四十四号(水稻等の奨励品種)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤田雄山

第二号を次のように改める。

二 小麦

品 種 名	出穂期	成熟期	かんの長さ	穂の長さ	穂型	ぼうの長さ	脱粒性	かんの柔軟性	耐病性(赤かび病)	粒の大きさ	秋播性	品質	耐寒性	耐湿性
キヌヒメ	四月上旬	六月上旬	やや短中	長短	紡錘状	やや少	中	剛	弱	中	中	中の上	強	中

四 調査を行った地域

神石郡神石高原町古川の一部

五 認証年月日

平成十八年三月二十四日

広島県告示第四百三十二号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定によって、次のとおり行政処分を行った。

平成十八年四月三日

一 氏名

村田 安弘

二 主たる営業所の所在地

広島市東区尾長東二丁目六番三四号

三 登録番号及び登録年月日

広島県知事(一)第〇二五六五号 平成十五年六月十一日

四 行政処分の年月日

平成十八年三月十六日

五 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百三十四号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定によって、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川 の 名称

二級河川藤井川水系藤井川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

起点 福山市南今津町一八七番地先

終点 福山市南今津町一九七番地先

四 管理を行う者の名称(代表者)及び住所

名称 道路管理者 福山市

住所 福山市東桜町三番五号

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについて

の維持

六 管理の期間

平成十八年四月三日から当該道路の存続する日まで

広島県告示第四百三十五号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定によって、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川 の 名称

二級河川本郷川水系本郷川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

三 河川管理施設の位置

起点 福山市南今津町一七四番地先

終点 福山市南今津町一八一番地先

四 管理を行う者の名称(代表者)及び住所

名称 道路管理者 福山市

住所 福山市東桜町三番五号

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについて

の維持

六 管理の期間

平成十八年四月三日から当該道路の存続する日まで

広島県告示第四百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業

三・三・七〇二号 中央公園

三 事業施行期間

平成十八年四月三日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

使用の部分

広島県福山市霞町一丁目地内

なし

広島県告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定によって、平成十七年広

広島県告示第五百四十一号広島圏都市計画下水道事業海田公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業海田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

広島県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第五百四十号広島圏都市計画下水道事業坂公共下水道の事業計画の変更を認可した。平成十八年四月三日

一 施行者の名称

坂町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業坂公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし

使用の部分

平成十七年広島県告示第五百四十号の事業地に坂町北新地一丁目、北新地二丁目、北新地三丁目、北新地四丁目、坂東一丁目、坂東二丁目、坂東三丁目、坂東四丁目、坂西一丁目、坂西二丁目、坂西三丁目、坂西四丁目、平成ヶ浜一丁目、平成ヶ浜二丁目、平

成ヶ浜三丁目、平成ヶ浜四丁目、鯛尾一丁目、鯛尾二丁目、横浜西一丁目、横浜西二丁目、横浜中央一丁目、横浜中央二丁目、横浜中央三丁目、横浜東一丁目、横浜東二丁目、植田一丁目、植田二丁目、植田三丁目、植田四丁目、小屋浦一丁目、小屋浦二丁目、及び小屋浦三丁目、並びに字西嶽、字水落山、字水尻、及び字魚見地先を追加し、同事業地のうち、坂町字浜田、字宮下、字宮崎、字本手、字葛原、字中村、字クイ、字西側、字大曲、字東岡、字細越、字龜迫、字丸子、字新々開、字北新地、字角口、字曾根、字中山田、字岡下、字中州、字横州、字東、字打分、字向井田、字西、字田島、字下山、字鯛尾、字吉ヶ浦、字龍鼻、字明神、字桂切、字植田、字松崎、字トギ、字梨ヶ浦、字平成ヶ浜、字藤之脇、字河内、字向田、及び字立石を削除し、同事業地のうち、坂町字板見、字丸林、字宮上、字新張、字列、字休之谷、字森岡、字上奈、字徳地、字岡、字尾鷹、字釜ヶ谷、字狐田、字根々子、字嶽、字手切川、字魚見及び字西谷地内において事業地を変更する。

広島県告示第四百三十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。)第六十五条第二項の規定によって、次の者の監督処分を行った。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所所在地	処分内容	処分理由
広陽商事	古本 一	広島市安佐南区八木五丁目九番一号	平成一八年四月一〇日から平成一八年四月一六日までの業務の全部停止	法第六十五条第二項の規定に該当する
寺田不動産商会	寺田 岑 生	広島市安芸区船越四丁目一番一八号	平成一八年四月一〇日から平成一八年四月一六日までの業務の全部停止	法第六十五条第二項の規定に該当する
株式会社ジエイ・エツチ企画	原 田 淳	広島市佐伯区五日市中央七丁目二五番二二 六号	平成一八年四月一〇日から平成一八年四月一六日までの業務の全部停止	法第六十五条第二項の規定に該当する
栄正ハウジング有限会社	田 中 順 莊	広島市南区南大河町九番一六号	平成一八年四月一〇日から平成一八年五月九日までの業務の全部停止	法第六十五条第二項の規定に該当する

広島県告示第四百四十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。)第六十六条第

一 項の規定によつて、次の者の監督処分を行った。  
平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

商号又は名称 有限会社躍進ホー ム	代表者氏名 鹿 毛 勇	主たる事務所 の所在地 広島市中区昭和町 四番三三三号	処分内容 免許取消	処分理由 法第六十六条第 一項の規定に該 当する。
-------------------------	----------------	--------------------------------------	--------------	------------------------------------

広島県告示第四百四十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、広島港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分区を次のように指定しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区及び分区分区区域の案を縦覧に供する。  
なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。  
平成十八年四月三日

一 臨港地区の指定

広島県知事 藤 田 雄 山

区	域	面積 (ヘクタール)
広島市南区似島町字信谷及び同町字家下のそれぞれの一部		〇・二四

二 分区分区指定

分区分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商港区	広島市南区似島町字家下の一部		〇・〇五
漁港区	広島市南区似島町字信谷及び同町字家下のそれぞれの一部		〇・一九

三 臨港地区及び分区分区区域の案の縦覧場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室、広島県広島港湾振興局港湾課、広島市道路交通局臨海開発課及び広島市南区建設部建築課

四 縦覧期間

平成十八年四月三日から同年四月十七日まで

広島県告示第四百四十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、尾道糸崎港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分区を次のように指定した。  
なお、当該臨港地区及び分区分区区域は、同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。  
平成十八年四月三日

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の指定

区	域	面積 (ヘクタール)
尾道市浦崎町字本浦及び同市浦崎町字城山のそれぞれの一部		〇・八四

二 分区分区指定

分区分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商港区	尾道市浦崎町字本浦及び同市浦崎町字城山のそれぞれの一部		〇・八四

広島県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年四月十七日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
路線名 矢野安浦線  
道路の区域

区 間	別新旧		延 長	備 考
	新	旧		
安芸郡熊野町字上ノ垣内三六二番六地先から 安芸郡熊野町字上ノ垣内三五八七番二地先まで	二〇・四〇 二〇・〇〇	二〇・二〇 一九・八〇	四三・三〇	
	三三・〇〇		四三・三〇	拡幅

広島県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
路線名 加茂油木線  
道路の区域

区 間	別新旧		延 長	備 考
	新	旧		
福山市加茂町字粟根寺ノ前五〇番一地从先から 福山市加茂町字粟根寺久二二五番一地从先まで	八・〇〇 九・〇〇	八・〇〇 九・〇〇	一七二・〇〇	
	三三・〇〇		一七二・〇〇	拡幅

広島県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道矢野安浦線	安芸郡熊野町字上ノ垣内三六二番六地先から 安芸郡熊野町字上ノ垣内三五八七番二地先まで	平成十八年四月三日

広島県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道加茂油木線	福山市加茂町字粟根寺ノ前五〇番一地从先から 福山市加茂町字粟根寺久二二五番一地从先まで	平成十八年四月三日

広島県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道加茂油木線	福山市山野町大字山野字鳥串一一三六番一地从先から 福山市山野町大字山野字鳥串一七七八番三地从先まで	平成十八年四月三日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ジュンテンドー福山水呑店  
所在地 福山市水呑町大字大谷三三六八・一外  
二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 期間

平成十八年四月三日から平成十八年五月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。  
平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テオデオ福山北店

所在地 福山市駅家町大字万能倉二八四

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 期間

平成十八年四月三日から平成十八年五月八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、世羅郡世羅町所在の広島中央地区(日並地区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年四月三日から

平成十八年四月二十四日まで

二 縦覧場所

世羅町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年三月二十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年四月三日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体 地区名 事業名

東広島市土地改良区 市ノ畑地区 区画整理事業

世羅町世羅南部土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。  
平成十八年四月三日

平成十八年四月三日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

退任役員

職名 氏 名 住 所

理事 松 山 理 人 世羅郡世羅町大字東神崎五一二

**選挙管理委員会告示**



広島県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、神石高原町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年四月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
油木コミュニティセンター	神石郡神石高原町油木二一八七〇番地四	平成一八年三月二日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第24号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月 3 日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
5P1311	告示の日 (平成18年 4月3日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CR種上 パロナイ ウエスレ 57	株式会社ニユーギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	左 同

正 誤

空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室長

ページ	段 行	誤	正
五	上	後ろから四	
		広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課	広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室、広島県尾三地域事務所建設局管理課及び広島県福山地域事務所建設局港湾課

平成十八年三月二十三日付け広島県報（定期）第二十二号に登載の広島県告示第三百十四号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように訂正する。